

サマリー

欧州におけるガス事業制度

戦略・産業ユニット	電力・ガス事業グループ	リーダー	久谷 一朗
〃	〃	研究員	野平 健大
〃	〃	研究員	谷 幸次
〃	〃	研究員	池尻 和正

欧州では、わが国よりも一足早くガス事業の自由化を進めており、2003 年に成立した改正 EU ガス指令に基づき、2007 年 7 月から家庭用を含む全面自由化を実施している。

本稿では、ドイツ、イタリア、フランスを対象としてガス市場自由化の経緯・現状、ガス事業制度および自由化の課題について概観し、わが国のガス事業制度との対比を行なった。調査の結果、3 カ国のガス事業制度の特徴を次のように整理した。

- ・ 一般的に自由化された環境下のガス料金は規制を受けないが、家庭用を含めた全ての需要家を自由化したとはいえ、イタリアでは小口向けに、フランスでは全ての需要家向けに規制料金を残している。対象となる需要家は必ずしも自由料金へと移行する必要がなく、需要家の供給者変更インセンティブを削ぐ結果になっていると考えられる。
またドイツでは、需要家件数 10 万未満の事業者は法人分離を求められておらず、多くの事業者は自由化前と変わらない形態で事業を継続しており、これらの事業者については第三者アクセスにおける料金等の透明性が確保されていない。
- ・ ドイツ、イタリア、フランスにおけるこういった措置は、需要家の保護や小規模な供給区域では競争が起こりにくいといった実情を考慮したものであると考えられる。実際ガス料金については、規制料金が残っているイタリア、フランスは変動が比較的小さいが、規制料金のないドイツは値上りの傾向が顕著であり、規制料金の存在が価格の安定性に貢献している可能性がある。
- ・ 欧州諸国とわが国で大きく異なる点としてパイプラインの整備状況が挙げられ、EU の自由化は、全国に広がるパイプライン網が整備された後に進められている。
ここで、自由化された環境下では需要見通しの不確実性が高まり、中長期的な計画が立てづらくなることから、供給インフラに対する投資が行われにくくなると想定される。こういった懸念に対して EU では、供給安定性の向上に資するインフラについては、その整備促進を目的として第三者アクセスの適用を一定期間免除することを認めている。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp